

中国の口蹄疫に関する情報

(2017年3月31日現在)

動物衛生課

1. 発生状況

(1) 発生概況

- ・ 1999年5月に確認されたO型口蹄疫の発生以降、2005年まで中国国内で口蹄疫の発生報告なし。

【Asia1型】

- ・ 2005年2月、香港においてAsia1型口蹄疫(牛)が発生。
同年4月、中国本土の山東省及び江蘇省においてAsia1型口蹄疫(牛)が発生。
- ・ 発生は東方へ拡大し、2009年4月まで中国各地で発生。
- ・ その後、現在まで同血清型の発生報告なし。

【A型】

- ・ 2009年1月、湖北省においてA型口蹄疫(牛)が発生し、2010年1月まで中国各地の偶蹄類動物において発生。
- ・ 2013年2月に広東省で新たにA型口蹄疫の発生が確認され、以降、中国各地の偶蹄類動物において発生。また、ロシア、カザフスタン、モンゴルで相次いでA型口蹄疫が発生。
- ・ 直近では、2015年5月、湖北省においてA型口蹄疫(豚)の発生を確認。

【O型】

- ・ 2010年2月、広東省においてO型口蹄疫(豚)が発生。
以降、中国各地の偶蹄類動物においてO型口蹄疫が発生。
- ・ 直近では2017年2月、新疆ウイグル自治区においてO型口蹄疫(牛)の発生を確認。

国際獣疫事務局(OIE)及び国際連合食料農業機関(FAO)が共同発行した FMD Reference Laboratory Network Annual Report 2011 によると、中国及びインドを含めたアジア地域において口蹄疫ウイルスは循環を続けており、アジアはAsia1型、A型、O型口蹄疫ウイルスの主要なウイルスプールとなっているとされている。

出典:OIE 等

(2) 発生件数

口蹄疫の発生件数

(単位:件)

年		2013	2014	2015	2016	2017 ^{※2}	
発生件数	Asia1 型	0	0	0	0	0	
	A 型	牛	17 ^{※1}	4	1	0	0
		豚	1	1	2	0	0
	O 型	牛	6	1	0	2	3
		豚	2	1	0	2	0
	合計	牛	23 ^{※1}	5	1	2	3
豚		3	2	2	2	0	

※1 うち 1 件は牛豚混合農場

※2 2017 年 3 月 31 日時点

出典:OIE

(3) 発生状況地図

中国における口蹄疫の発生状況地図については、農林水産省ホームページ>組織・政策>消費・安全局>口蹄疫に関する情報>中国における口蹄疫の発生状況を参照願いたい。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html

(4) その他

- ・ 2015 年 9 月の日中韓農業大臣会合において、「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」が締結され口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の越境性動物疾病に関する情報共有や共同研究を推進することとされた。
- ・ この覚書を踏まえ、2016 年 3 月、日中の研究機関が口蹄疫や鳥インフルエンザの共同研究等に関する覚書を締結した。

2. 口蹄疫の対策

(1) 防疫措置

- ・ 家畜衛生の監視のため、動物の個体識別及び疾病のトレーサビリティシステムの基本的枠組みを構築。
- ・ 口蹄疫発生の際には淘汰、隔離、移動制限、ワクチン接種、サーベイランス等の措置を講じる。
- ・ 2010 年 5 月より、SEAFMD(東南アジア口蹄疫キャンペーン)に参加。2011 年 3 月、

SEACFMD(東南アジア・中国口蹄疫キャンペーン)として、東南アジア全域と中国を2020年までにワクチン接種清浄国とすることを目標にした「SEACFMDロードマップ2020」を策定。

- 2013年3月の第19回SEACFMD委員会において、6地域に分けて清浄地域を拡大し、サーベイランスや患畜の淘汰等の対策を強化している旨を発表。

(2) サーベイランス

- 口蹄疫を含む主要な家畜疾病についてのサーベイランス計画は年ごとに策定。
- 2012年には血清サンプル約360万検体及び病原サンプル約30万検体、2013年には血清サンプル約350万検体及び病原サンプル約40万検体について検査を実施し、それぞれ11検体、24検体で陽性。
- 2014年は6月までに血清サンプル116万検体及び病原サンプル13万検体について検査し、陽性検体なし。
- 2015年は病原サンプル92万検体について検査し、33検体で陽性(21検体でA型陽性、12検体でO型陽性)。
- 2016年は病原サンプル約51万検体について検査し、104検体で陽性。
- 2016年の能動的サーベイランス計画の要点は、以下のとおり。
 - a. 12省における豚のと畜場でのサーベイランス。
 - b. ワクチン接種を伴う口蹄疫無発生地域を認定するための疫学調査としての北東部におけるサーベイランス。
 - c. ワクチン接種を伴う口蹄疫無発生地域(海南省、吉林省の一部、遼寧省、山東半島)におけるサーベイランス。
 - d. 国境付近の疫学調査のための南東部(広西チワン族自治区、雲南省、貴州省、広東省)におけるサーベイランス。

(参考)「2016年国家動物伝染病モニタリング・疫学調査計画」

- 豚、牛、羊等偶蹄類動物の種畜場、一定の規模を有する飼育場、と畜場、取引市場に対して、口蹄疫ウイルス(Asia1型、A型、O型)のモニタリングを実施。
- 半年に一度(春及び秋)、集中モニタリングを行うほか、各省において定点病原学的モニタリングを実施する。また、病死又は原因不明で死亡した家畜及び野生動物に対する受動的モニタリングも実施。
- 疾病発生時には省級の動物伝染病予防制御機関は緊急モニタリング・疫学調査を実施。
- モニタリングは、以下の血清型に対して、抗体検査及び病原体検査を行う。
 - 豚:O型
 - 牛:Asia1型、A型、O型
 - 羊:Asia1型、O型
- 家畜の免疫抗体水準を評価し、群のワクチン接種状況を把握する。ウイルスの分布状況及び高リスク区域の発症状況を把握し、ウイルスの変異動向を追跡する。

(3) ワクチン接種

- ・ 口蹄疫を含む主要な家畜疾病に対する義務的ワクチン接種計画を年ごとに策定。
- ・ 2011年の口蹄疫ワクチン使用量は28.2億ml、2012年には30.4億ml。
- ・ ワクチンは自国内で製造(7箇所)。
- ・ 「2016年国家動物伝染病強制免疫計画」(2016年4月12日)によると、群のワクチン接種率を90%以上、免疫を獲得させるべき家畜のワクチン接種率を100%に保ち、年間を通じて免疫抗体保有率を70%以上で維持することを要求。
- ・ ワクチン抗体形成率を測定するためのサーベイランスとして、2016年には約417万検体を採取。うち約360万検体(86%以上)が上記計画で要求している免疫抗体保有率(70%以上)を示した。
- ・ 各動物に用いるワクチンの血清型
 - 全ての豚:O型
 - 全ての牛、羊/山羊、らくだ、鹿:Asia1型及びO型
 - 全ての乳牛、種雄牛:A型
 - 一部の国境沿いの地域の牛、羊/山羊、らくだ、鹿:A型
- ・ 一定規模以上の飼育場の家畜及び種畜については、子豚、子羊は生後28~35日齢に、子牛は生後90日齢ごろ初回接種を行い、初回接種後1か月開けて追加接種、以後4~6か月ごとに接種を行う。放し飼いの家畜に対しては春季・秋季の年2回集中接種を実施。
- ・ 県境を越えて家畜の移動を行う際は、移動2週間前に1度ワクチンを追加接種。追加接種又は免疫保有状況の不明な家畜は移動禁止。
- ・ 疾病発生時には、感染地域、感染のおそれのある地域の全ての感受性動物に1度追加接種を実施。また、近隣国からの感染のおそれがある場合は、国境から30km以内の全ての感受性動物に1度追加接種を実施。
- ・ 豚はワクチン接種の28日後、その他家畜は21日後に、接種効果のモニタリングを行う。

(参考) 中国で製造されているワクチン

- ・ O型単味(豚用)
- ・ A型単味(牛用)
- ・ O-Asia1型(牛及び羊/山羊用)
- ・ O-A-Asia1型(牛及び羊/山羊用)
- ・ 合成ペプチド(O型、豚用)

(4) 口蹄疫の予防及び防疫に関する中期計画

- ・ 中国農業部は、2016-2020年までの口蹄疫の予防及び防疫に関するロードマップとして、2016年8月に「中国国口蹄疫予防防疫計画(2016-2020)」を策定。

〈2020年までの目標〉

Asia1型口蹄疫:ワクチン非接種清浄(全国)

A型口蹄疫:ワクチン接種清浄(全国)

○型口蹄疫:ワクチン非接種清浄(3地域:遼東半島、山東半島、海南島)

○型口蹄疫:ワクチン接種清浄(6地域:遼寧省(遼東半島を除く)、吉林省、黒龍江省、北京、天津、上海)

出典:中華人民共和国農業部ウェブサイト、口蹄疫防疫に関する日中韓等東アジア地域シンポジウム(2015年11月18日~20日開催)発表資料、2016年第6回口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ防疫に関する日中韓シンポジウム発表資料、第22回OIE・東南アジア及び中国における口蹄疫防疫(SEACFMD)委員会会合資料、第23回OIE・東南アジア及び中国における口蹄疫防疫(SEACFMD)委員会会合資料 等

3. 家畜の飼養頭数

飼養頭数 (単位:頭)

年	2012	2013	2014
牛	113,974,000	113,500,000	113,965,500
水牛	23,344,000	23,250,000	23,345,000
豚	467,668,992	475,921,984	474,112,600
めん羊	183,264,992	191,349,000	194,927,000
山羊	183,031,008	182,267,000	185,675,000

と畜/生産頭数 (単位:頭)

年	2012	2013	2014
牛	44,301,358	44,919,400	45,843,722
水牛	3,310,069	3,365,069	3,450,069
豚	697,993,749	715,668,980	735,198,190
めん羊	129,206,000	130,000,000	135,652,000
山羊	141,737,343	145,869,428	153,146,390

出典:FAO

<参考>日本の偶蹄類家畜の飼養頭数(と畜/生産頭数)(2014年)

牛 3,962,000 (1,230,723) 頭

豚 9,537,000 (16,202,855) 頭

めん羊 13,300 (5,870) 頭

山羊 17,000 (3,000) 頭

出典:FAO

4. 我が国の中国産偶蹄類関連品の輸入検疫措置と輸入状況

(1) 生きた偶蹄類動物の家畜衛生条件:なし

(2) 偶蹄類動物の精液、受精卵の家畜衛生条件:なし

(3) 偶蹄類動物(牛、めん羊、山羊、豚、いのしし及び鹿)の畜産物の家畜衛生条件:あり

※ 農林水産大臣の指定した施設で一定の加熱処理がなされており、輸出国政府機関の検査証明書のあるものに限り輸入することができる。

※ 偶蹄類動物の畜産物とは、偶蹄類動物の肉、臓器、及びそれらを原料とするソーセージ、ハム、ベーコン。ただし、現在、偶蹄類動物の臓器については、対応した加熱処理施設が指定されていないため、事実上、輸入できない。

(4) 穀物のわら及び飼料用の乾草の家畜衛生条件:あり

- ・ 遼寧省大連市における口蹄疫の発生により、2012年11月26日から輸入検疫証明書の発行を停止。
- ・ 中国から提供された情報及び現地調査の結果を踏まえ、2013年3月12日に輸入検疫証明書の発行手続きを一部再開。
- ・ 2013年3月27日付けで家畜衛生条件を改正し、生産地の明記等を条件に追加。

(5) 輸入量

偶蹄類動物由来畜産物等の輸入量

(単位:トン)

年		2013	2014	2015
加熱処理肉 (牛)	中国	4,058	3,343	3,647
	全世界	4,193	3,407	3,685
加熱処理肉 (豚)	中国	7,822	9,776	8,280
	全世界	14,606	15,964	13,985
加熱処理ハム	中国	249	305	922
	全世界	352	829	1,588
加熱処理 ソーセージ	中国	16,717	14,599	12,155
	全世界	29,621	27,223	23,933
加熱処理 ベーコン	中国	151	32	60
	全世界	179	51	73
稲わら等	中国	112,689	154,476	146,699
	全世界	112,906	154,796	146,933

出典:農林水産省 動物検疫統計

5. 中国への出入国状況

中国からの日本への入国者数(推定)

(単位:人)

年	2012	2013	2014	2015
入国者数	4,943,253	4,191,970	5,126,758	7,491,389

出典: 日本政府観光局(JNTO)

※入国者数は、JNTO が公表する訪日外客数(日本人を含まない)と日本人中国訪問者数の合計

日本から中国への日本人訪問者数

(単位:人)

年	2012	2013	2014	2015
訪問者数	3,518,153	2,877,533	2,717,600	2,497,700

出典: 日本政府観光局(JNTO)

6. 学術的背景

本病の学術的背景については、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構ホームページ>動物衛生研究所>口蹄疫を参照願いたい。

<http://www.naro.affrc.go.jp/niah/fmd/index.html>

7. 関連情報

その他の関連情報については以下のウェブサイトを参照願いたい。

- 国際獣疫事務局(OIE)ウェブサイト(口蹄疫の清浄国及び清浄地域リスト)

<http://www.oie.int/en/animal-health-in-the-world/official-disease-status/fmd/list-of-fmd-free-members/>

- 動物検疫所ウェブサイト

<http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/index.html>

(動物検疫所の配置図) http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/office/09_2.html

(指定検疫物を輸入できる港・空港) <http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/pdf/shiteiko.pdf>